

## 平成30年12月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成30年12月3日（月）午後15時30分より白杵市役所野津庁舎（3階）議事場において会長が12月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員    2番 堀 京子 委員    3番 内藤 康弘 委員    4番 藤嶋 祐美 委員

5番 平山 勝丈 委員    6番 佐藤 幸子 委員    7番 柳井 博之 委員    8番 城野 幸司 委員

9番 陶山 秀明 委員    10番 小橋 勇二 委員    11番 中野 定重 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 副主幹

付議議案

議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 54 号 農用地利用集積計画の決定について

副会長 ただいまより 12 月の定例総会を開会致します。よろしくお願ひ致します。

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ちまして、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。

よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号 3 番 内藤康弘 委員と、議席番号 4 番 藤嶋祐美 委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから審議に入ります。

議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページをお開きください。

議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 12 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページをご覧ください。

番号 1、畑 438 m<sup>2</sup> を、耕地拡張のため、所有権を移転するものです。

以上、県の許可申請につきましては、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該

当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを合わせてご覧いただきたいと思います。

11月22日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号ではありますが、これについて調査委員より、

後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

中野 私中野より、11月22日に小橋副会長、事務局より長野さん、首藤さんと、各担当の農地委員のみなさんと一緒に現地調査を行いましたので、報告を致します。議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告致します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、適切に管理されており、引き続き栗の栽培を行う予定です。3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について報告を致します。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きますして、担当地区の赤峰推進委員さんから報告をお願い致します。

赤 峰 第13地区推進委員の赤峰です。11月22日、農業委員及び事務局とともに現地の調査を行いました。特に問題はありませんでした。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

す。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定

致しました。

次に、議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 4 ページとなります。

議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 12 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

5 ページをご覧ください。

番号 1、田 16 m<sup>2</sup> を、昭和 40 年頃より貸し駐車場用地として利用しているものです。

農地の区分は 2 種農地となっています。これにつきましては、追認案件となります。

番号 2、畑 128 m<sup>2</sup> を、昭和 40 年頃より一般住宅用地として利用しており、現在は空き家となっております。

農地の区分は 2 種農地となっております。追認案件となります。

番号 3、畑 978 m<sup>2</sup> を、賃貸長屋住宅用地として利用するものです。

農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 4、畑 201 m<sup>2</sup> を、平成 5 年頃より 100 m<sup>2</sup>を倉庫用地として利用しているものです。

農地の区分は 2 種農地となっております。追認案件となります。



以上4件の申請については、農地法第4条の立地基準及び一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても別紙農地法第4条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上4条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

中野 引き続きまして、私中野より議案第52号、農地法第4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。

委員 番号1は、貸し駐車場用地として利用するものです。申請地は1筆の田となっており、昭和40年頃より申請目的に利用されております。

この件について始末書も提出されております。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から①についても、申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告と致します。

番号 2 は、一般住宅用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畑となっており、昭和 40 年頃に家屋が建築されております。

この件について、始末書も提出されております。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

番号 3 は、賃貸長屋住宅用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畑となっており、現在、露地野菜が耕作されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

番号 4 は、倉庫用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畑となっており、平成 5 年頃に倉庫が建築されております。この件について始末書も提出されております。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告と致します。

以上、4条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きます、13地区の赤峰推進委員さんから報告をお願い致します。

赤 峰 第13地区の赤峰です。番号1について、11月22日に農業委員及び事務局と現地調査を行いました。特に問題はありませんでした。

議 長 第14地区の栗津さん。

栗 津 第14地区担当の栗津です。番号2について、11月22日に農業委員及び事務局と現地調査を行いました。特に問題はありませんでした。

議 長 続きます、第1地区の玉田さん。

玉 田 第 1 地区の玉田です。番号 3 について報告致します。

11 月 22 日に農業委員と事務局のみなさんで現地調査を行いました。特に問題はございませんでした。

議 長 第 3 地区の足立委員さん。

足 立 第 3 地区の足立です。番号 4 について、11 月 22 日に農業委員、事務局と現地調査を行いました。特に問題はありませんでした。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知

事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページをご覧ください。

議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 12 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

9 ページをご覧ください。

番号 1、田 514 m<sup>2</sup> を、所有権の移転により賃貸長屋住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 2、田 326 m<sup>2</sup> を、所有権移転により進入路及び駐車場用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

追認案件となります。

番号 3、田 380 m<sup>2</sup> を、所有権移転により一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 4、田 406 m<sup>2</sup> を、使用貸借権の設定により一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

以上、5 条申請 4 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請4件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、委員さんより報告をお願い致します。

中野 引き続き、私より報告を致します。

委員 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告を致します。

番号1は、」所有権移転により取得し、隣接の雑種地とともに賃貸長屋住宅地として利用するものです。

申請地は1筆の田で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類が揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 は、所有権移転により取得し、進入路及び駐車場用地として利用するものです。

申請地は 1 筆の田で、譲受人により申請目的により使用されています。この件についても始末書も提出されております。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類が揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 3 は、所有権移転により取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は 1 筆の田で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類が揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 4 は、使用貸借権の設定により、一般住宅用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類が揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。



以上、5条申請4件について調査報告となります。委員の皆様の慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きます。推進委員さんから報告をお願い致します。第1地区の玉田さんから1番、3番、4番の報告をお願い致します。

玉 田 第1地区の玉田です。5条申請の番号1番、3番、4番について報告致します。11月22日に農業委員さんと事務局の方と現地を確認して参りました。特に問題はございませんでした。

議 長 2番は板井さんが欠席のため、省きます。

それでは、ただいままでの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第 53 号　農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

次に議案第 54 号　農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次　長　議案第 54 号　農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 12 月 3 日　白杵市農業委員会　会長　疋田　忠公

次　長　別冊の農用地利用集積計画（第 11 号）「平成 30 年 12 月 3 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 30 年 11 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、47,150 m<sup>2</sup>、49 筆です。

畑については、19,377 m<sup>2</sup>、12 筆です。

合計面積は、66,527 m<sup>2</sup>、61 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 35 人に対しまして、借り手は 27 人となります。

以上、平成 30 年 12 月 3 日公告予定の農用地利用集積計画（第 11 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 54 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を

原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。(終了 29 : 25)

以上、会議の顛末を記し、その正当なることを証するため、ここに署名捺印する。

平成 30 年 12 月 3 日

白杵市農業委員会会長

署 名 委 員

署 名 委 員

